

契 約 書

全国健康保険協会兵庫支部長 多田 雅史を甲とし、
(健診機関名) (代表者名)

_____を乙として、
下記の案件について、必要な事項に関し、甲と乙の間で、次のとおり契約書を締結する。

記

契約件名 令和8年度 生活習慣病予防健診利用勧奨等業務委託

業務履行場所 令和8年度生活習慣病予防健診利用勧奨業務委託要領
(以下「委託要領」という。) のとおり

契約保証金 全額免除

(総則)

第1条 乙は、この契約書のほか、委託要領に定める委託内容を信義誠実に実施し、納入期限までに甲の指定する場所に納入するものとする。

(委託業務の内容等)

第2条 甲は、乙に対し、以下の業務を委託する。

- ①電話・訪問・ダイレクトメールの手段による生活習慣病予防健診利用勧奨
- ②その他、当該業務に係る報告物の作成、提出等の業務

(委託期間等)

第3条 委託期間は次のとおりとする。

委託期間：契約締結日から令和9年2月28日

(納入期限等)

第4条 最終報告物の納入期限及び場所は次のとおりとする。

納入期限：令和9年3月12日

納入場所：全国健康保険協会 兵庫支部

神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST

(対価等)

第5条 本契約における業務の対価は無償とする。

また、乙がこの契約を履行するうえで要する一切の費用は、乙の負担とする。

(委託要領等の疑義)

第6条 乙は、委託要領等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託業務に要する情報提供)

第7条 甲は、委託業務に要する対象事業所の情報（事業所名、所在地、電話番号、被保険者数等）を必要に応じて乙に提供できるものとする。なお、甲より提供した情報は、業務履行場所より外部に持ち出してはならない。

(法令遵守等)

第8条 本契約の履行にあたり乙は、関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

- 2 乙は、受託業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

(労働法上の責任)

第9条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(監督)

第10条 甲は、この契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲の指定する者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第11条 甲又は監督職員は、必要があると認めるとき又は甲が別途指定した期間毎に、当該業務の実施状況及び委託業務に関する情報の管理状況等について報告を求め、又は随時に作業場所に立ち入り、調査を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

- 3 甲は、必要に応じて、乙に対し当該業務に関する資料の提出を求めることができ、乙はそれを提出しなければならない。

(監査)

第12条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に書面による通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。その他の監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(公益通報者の保護)

第13条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報の取扱いに係る規則等)

第14条 乙は、就業規則等において、以下に掲げる事項を当該業務の開始までに定めなければならない。

- (1) 個人情報【(特定個人情報を含む。以下同じ。)】の取扱いに係る業務に関する取扱規程
- (2) 個人情報の取扱状況の点検及び監査に関する規程
- (3) 個人情報の取扱いに関する管理者等及び業務委託員の役割・責任に係る規程
- (4) 個人情報の取扱いに関する規程に違反した管理者等及び業務委託員に対する処分の内容

2 乙は、当該業務に従事する管理者等及び業務委託員の使用者としての法令上の全ての責任及び監督の責任を負わなければならない。

3 乙は、業務委託員に対し甲の構内にいる間、甲の職場秩序を維持する定めを遵守させるものとする。

(個人情報保護に関する体制の整備)

第15条 乙は、当該業務の開始までに個人情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者(以下「総括管理責任者」という。)及び個人情報の取扱いを行う部署における管理者(以下「部署管理者」という。)を設置するとともに、個人情報の取扱状況の点検計画を策定し、点検の実施管理者(以下「点検管理者」という。)を設置しなければならない。

2 乙は、総括管理責任者に次の各号の業務を所管させることとする。

- (1) 個人情報の取扱いに関する規程等の承認及び周知
- (2) 部署管理者の任命
- (3) システムを使用する場合においては、個人情報へのアクセス権限を管理する者の任命

- (4) 部署管理者からの報告聴取及び助言・指導
 - (5) 教育・研修の企画
 - (6) その他当該業務全体における個人情報保護に関すること
- 3 乙は、部署管理者に次の各号の業務を所管させることとする。
- (1) 部署毎の当該業務の業務管理
 - (2) 個人情報取扱者の指定及び変更等の管理
 - (3) 届書（届書の複写複製等を行ったものを含む）の保管場所の指定及び管理
 - (4) 個人情報の取扱状況の把握
 - (5) 教育・研修の実施
 - (6) 総括管理責任者に対する報告
 - (7) その他所管部署における個人情報の安全管理に関すること
- 4 乙は、総括管理責任者、部署管理者及び点検管理者等から、個人情報の取扱規程違反等、不適切な個人情報の取扱いに係る報告があった場合には、速やかにその改善を行うこと。
- 5 乙は、当該業務の開始までに、個人情報の漏えい等が発生した場合における原因調査、再発防止及び事後対策等の検討のための対応体制を整備すること。
- 6 乙は、総括管理責任者及び部署管理者を指定し、仕様書等に定める期日までに、甲に対して、その承認を申請すること。これを変更する場合も同様とする。

（教育・訓練等の実施）

- 第 16 条 乙は、当該業務の実施前及び随時に、前条に定める各管理者等及び業務委託員に対し個人情報の取扱いに係る教育、訓練を行うこと。
- 2 乙は、定期的又は随時に個人情報保護に係る取扱規程等に違反した場合の処分の周知を行うこと。
 - 3 乙は、個人情報の取扱いに関する規程、業務委託員に対する教育、訓練内容等について、定期的な見直しを行わなければならない。

（業務履行体制の整備等）

- 第 17 条 乙は、当該業務の処理、業務委託員の服務等の監督を行うための体制並びに現場責任者及び現場責任者の不在時の補助者となる者（以下「責任者等」という。）を定め、予め甲に通知しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 乙は、責任者等及び業務委託員の氏名等を予め甲に通知するものとし、責任者等及び業務委託員以外の者に当該業務を行わせてはならない。

（秘密の保持等）

- 第 18 条 乙は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、契約終了後も有効とする。

- 3 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(情報の帰属)

第19条 当該業務の実施に係る全ての情報は、甲の所有に帰属する。

(情報等の適正な取扱い)

第20条 乙は、当該業務の実施に関し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない。

- 2 乙は、仕様書等において定める場合を除き、個人情報や機密情報を作業場所以外に持ち出してはならない。
- 3 乙は、当該業務の実施に関し入手した情報の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 4 乙は、当該業務の実施にあたり複写複製等を行う必要がある場合は、予め甲の承認を受けるものとする。
- 5 乙は、当該業務の実施に関して入手した個人情報や機密情報（前項において複写複製等を行ったものも含む。）を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法（廃棄を指示した場合は、焼却又は裁断等復元が困難な消去方法により速やかに実施すること。）によることとし、甲に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。
- 6 乙は、第1項から第5項までを遵守するための措置を講じなければならない。

(所有権の移転及び危険負担)

第21条 この契約に基づく成果物の所有権は、甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(事故報告等)

第22条 乙は、当該業務の実施において、事故が発生したときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、その後、速やかに事故内容等の詳細について文書にて報告しなければならない。

- 2 乙は、当該業務の実施に関して、個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を文書にて監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。契約終了後においても同様とする。
- 3 乙は、第1項又は前項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

(災害時の対応)

第 23 条 乙は、当該業務の実施において、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

(履行不能等の通知)

第 24 条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(業務の処理責任)

第 25 条 乙の行う当該業務の処理が契約の内容に適合しない場合、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責めに任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等の瑕疵による場合等乙の責めに基づかない場合はこの限りでない。

(納期の無償延期)

第 26 条 天災地変、その他乙の責めに帰し難い理由によって、第 4 条【納入期限等】の場所及び期限内に物品の納入ができないときは、乙はその理由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当と確認されたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(権利義務の譲渡等)

第 27 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「特定目的会社等」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）467 条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が信託業法（平成 16 年法律第 154 号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 特定目的会社等は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、特定目的会社等は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と特定目的会社等の間において解決されなければならない。

(契約の解除)

第 28 条 甲は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、乙に対して 30 日前までに文書による予告を行うことによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が、第 4 条【納入期限等】に定める期限内に合格品の受渡を終了しないときは、予め文書による予告を行うことにより、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 甲が事前に行う契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により契約の相手方となったとき。
 - (2) 乙がこの契約の解除を請求し、その理由が正当と認められるとき。
 - (3) 本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 当該業務の遂行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
 - (5) この契約に基づく検査を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (6) 乙が当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
 - (7) この契約の条項に違反したとき。
 - (8) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (9) 乙の財産状態に著しい悪影響を及ぼす差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
 - (10) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
 - (11) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
 - (12) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - (13) 民法第 542 条第 1 項又は第 2 項に定める事由に該当したとき。
 - (14) 乙から提供される業務の品質が、本契約の締結の際に定められた業務の品質に関する合意に達しない場合で、かつ、その改善が見込めないとき。
- 4 第 2 項又は前項の規定により、この契約の全部又は一部が解除となった場合においては、甲は委託内容が既に履行された場合、又は返還すべき成果物が既にその用に供されていた場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 第 2 項又は第 3 項に基づき契約が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- 6 甲による本契約又は民法第 541 条若しくは第 542 条に基づく本契約の全部又は一部の解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(暴力団等の排除)

第 29 条 乙は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないことを誓約する。併せて、再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の業者についても次に掲げる者に該当しないことを誓約する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員との間で社会的な非難の対象となる関係を有している者
- 2 乙は、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを誓約する。

- (1) 脅迫的、暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 乙が第 1 項又は前項の誓約に違反したときは、甲は、何らの予告をすることなく直ちに本契約の全てを解除することができる。
- 4 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(損害賠償)

第 30 条 乙がこの契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、第 29 条第 1 項【契約の解除（自己都合）】に基づき契約の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、乙が被った損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第 29 条第 2 項、同条第 3 項【契約の解除】又は第 30 条第 3 項【暴力団等の排除】の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し甲が被った損害に限り賠償しなければならない。

- 4 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(一括再委託の禁止)

第31条 乙は、当該業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(再委託の承認及び変更)

第32条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について第三者に請け負わせようとする場合には、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を書面により示した上、事前に甲の書面による承認を得なければならない。

- 2 甲は、前項の再委託先が不相当であると認めたときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不相当であると判明したときは、乙に対してその変更を求めることができる。
- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて甲が自ら、再委託先に対して調査等を行える条件が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を請け負わせた場合においても、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、第1項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承認なくして、当該業務をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承認を得て業務を再々委託する場合について準用する。

(紛争又は疑義の解決方法)

第33条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第34条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第18条【秘密の保持等】、第25条【業務の処理責任】、第30条【損害賠償】、第33条【紛争又は疑義の解決方法】及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：神戸市中央区磯上通 7-1-5

三宮プラザ EAST

全国健康保険協会兵庫支部長

多田 雅史

印

乙：

印